

滋賀県・京都府・大阪府・

兵庫県・奈良県・和歌山県内の特定行政庁より

エレベーターの安全対策のお願い

近畿建築行政会議

エレベーターの所有者・管理者の皆様へ

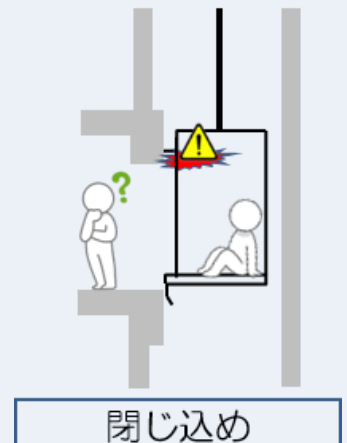
- ①地震時の安全対策には「**地震時管制運転装置**」
- ②挟まれ対策には「**戸開走行保護装置(UCMP)**」
を設置し、安全性を高めましょう！

①地震時の安全対策

地震による**閉じ込め**被害が発生しています。

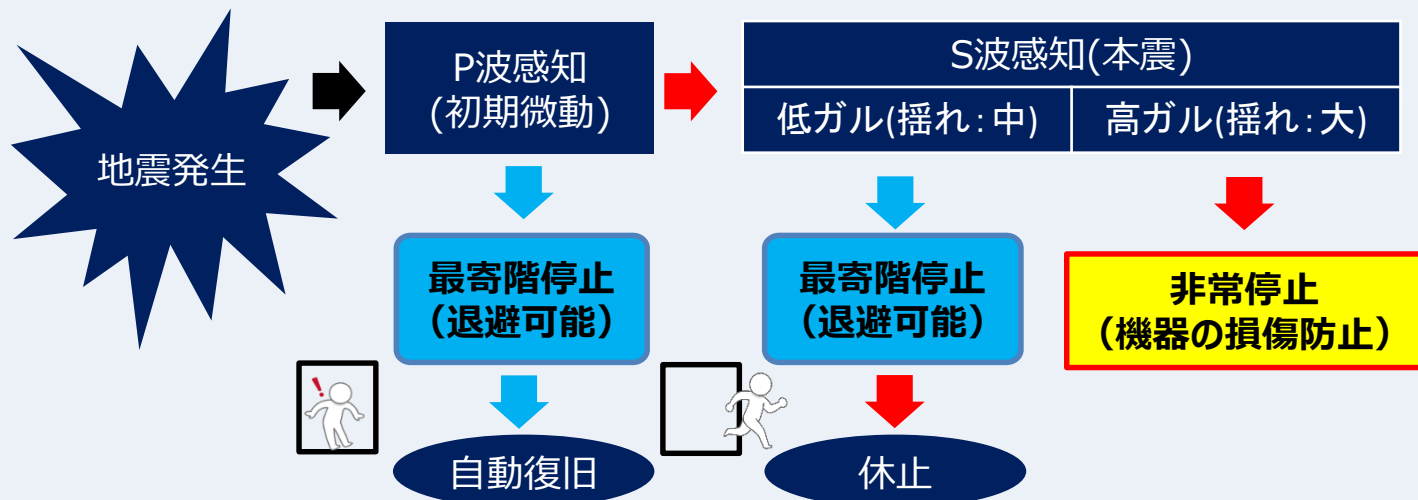
表 地震による閉じ込め台数（国土交通省調べ）

| 発生年月日 | 地震名(最大震度) | 閉じ込め台数 |
|-----------------------|------------|--------|
| 平成23年(2011年) 3月11日 | 東日本大震災(7) | 210台 |
| 平成28年(2016年) 4月14日 | 熊本地震(7) | 54台 |
| 平成30年(2018年) 6月18日 | 大阪北部地震(6弱) | 339台 |



「地震時管制運転装置」

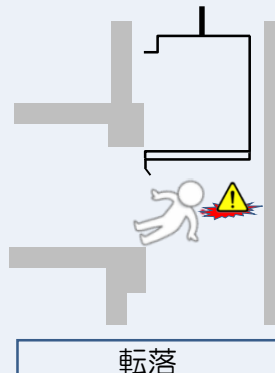
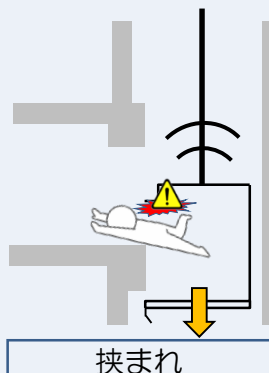
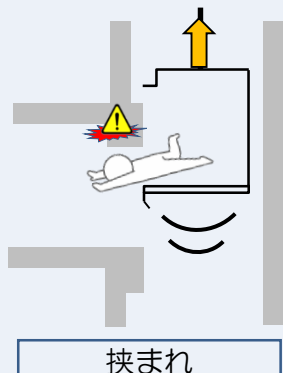
平成21年(2009年)9月28日以降に設置するエレベーターには設置が義務付けられています。



※本装置のないエレベーターでは、閉じ込めのおそれがある他、機器等が損傷を受けていると、2次災害を起こすおそれもあります。
※上記は基本的な管制フローです。詳細な管制モード及び「リスタート運転」や「自動診断仮復旧運転」などのオプションについては、
保守点検業者や設置したエレベーターメーカー等にご確認ください。

② 挟まれ対策

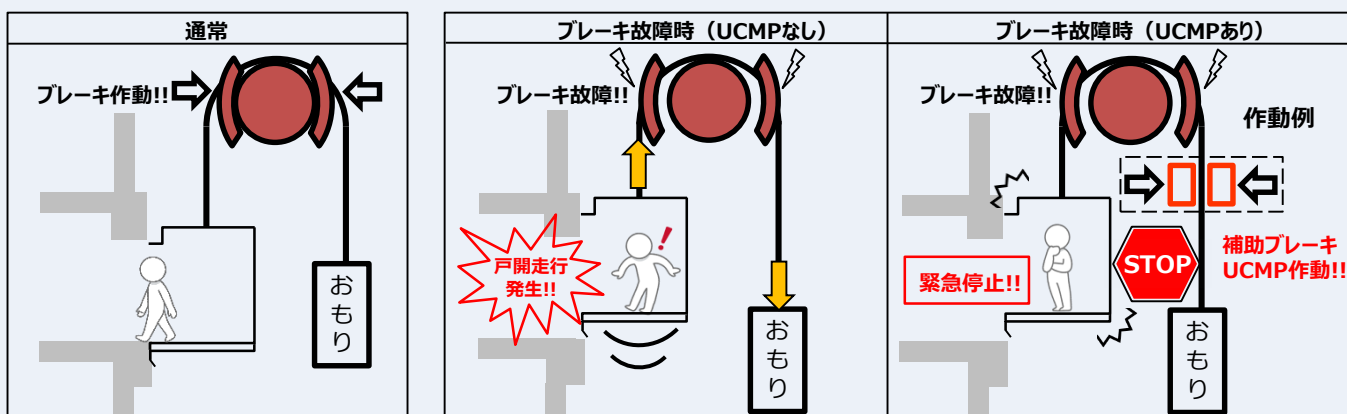
適切な保守管理が不十分等の理由により、機器等の異常が発生し、戸が開いたままエレベーターが動いた際に**挟まれる**等の事故事例があります。



「戸開走行保護装置 (UCMP)」

平成21年(2009年)9月28日以降に設置するエレベーターには設置が義務付けられています。

戸が開いたままの走行を検知して直ちに**緊急停止**させる装置で、挟まれ事故を防ぎます。



■エレベーター安全装置設置済マーク

エレベーター安全装置設置済マーク（安全マーク）とは、「地震時管制運転装置」や「戸開走行保護装置」が設置されていることを利用者が容易に把握できるようにする制度です。



安全マークは利用者安心感を与える重要な掲示です。

安全マーク表示に関する詳細については、こちらにお問い合わせください。
 ⇒ 一般社団法人建築性能基準推進協会
 HP <http://www.seinokyo.jp/>
 電話 03-3513-7561

※安全装置の設置を検討の際は、**保守点検業者**や設置した**エレベーターメーカー**等にご相談ください。

本リーフレットは、近畿建築行政会議※にて作成しております。リーフレットに関するお問合せは、特定行政庁へ。

※近畿建築行政会議とは、近畿圏（2府4県）内において、相互の連携を図り、建築行政の円滑かつ適正な運用を確保するための行政会議です。

近畿建築行政会議

